

いの町暮らしの便利帳協働発行事業プロポーザル審査基準

1 趣旨

この基準は、いの町暮らしの便利帳協働発行事業の受託候補者(以下「候補者」という。)をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員会

候補者の選定にあたっては、いの町暮らしの便利帳協働発行事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、別表の審査基準に基づき、参加者より提出された提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにおける説明、質疑応答に対する採点を行い、候補者を選定する。

3 審査方法

審査委員会の各委員が行う審査は、別表の審査基準の各項目毎の審査の視点を参考としながら6段階で評価を行い、小項目毎に係数(倍率)を乗じて点数化し、合計100点満点で評価する。

評価の目安	評価	点数化の方法
提案内容が優れている。	A	配点×1.0
提案内容に優れている点がある。	B	配点×0.8
提案内容が標準的である。	C	配点×0.6
提案内容に劣っている(実現性が低い)点がある。	D	配点×0.4
提案内容が劣っている(実現性が低い)。	E	配点×0.2
未記入・様式の未提出(当該項目のみ)	F	配点×0

4 順位付けについて

審査委員会の各委員の採点により、次の条件に従い選定する。ただし、出席した全委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し候補者とししない。

<順位付けの条件>

- (1)出席した全委員の合計点数が最高得点の者
- (2)(1)が複数ある場合、審査項目のうち、「具体的業務評価」の点数の合計が最も高い者
- (3)(2)が複数ある場合、審査項目のうち、「業務実施体制・実績」の点数の合計が最も高い者

5 その他

- (1) 審査委員会は、非公開で行う。
- (2)参加者が審査委員に接触することは、直接、間接を問わず禁じているので、接触があった場合には、当該参加者は失格となる場合がある。
- (3)審査委員会による候補者の選定は、提案審査の当日に行うものとする。

別表
審査基準

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	本事業への理解度・積極性	当該事業の内容を理解し、業務遂行に当たり積極的な姿勢であるか	10
2	業務実施体制・実績	業務遂行のため、十分な能力を有するとともに、制作体制を整えられているか	20
3	業務の実施工程	無理なく、迅速なスケジュールとなっているか	10
4	具体的業務評価	見やすく読みやすいデザインとなっており、内容も充実したものであるか	－
		全体	20
		行政情報	20
		地域情報	20
		合計点	100